

て聞ゆ。或時京へ赴んとて武藏野を通けるに、一人の山伏に逢ふ。其もの、御房は連歌をすけるやと問ふ。其通りと答ければ、此所に連歌の會あり、こなたへとて伴ひ行きぬ。行きて見れば、一會の席に山伏多くあつまり居て、句を吟案せり。各付侘びぬるよしにて、あの御房付て見られよといふ。前句をとへば、

弓の囊はにしきなりけり

兼載聞て取あへず、

三日月の紅葉をわけて入さ山

と付ければ、嗚呼と感吟し、忽ち其所在を失す。只曠茫なる原野に獨坐すといふ。余謂らく。此句俊逸誠に神助ありとおもへる故、かうやうの附會を語り傳るものか。

一、水野隼人正亂心につき公儀御沙汰

享保十年八月廿七日

隼人正弟 水野卯之助

隼人正伯父 水野 宮内

同氏隼人正儀、於殿中致亂心、毛利主水へ手疵負せ候に付、城地被召上候。然共家筋を被思召故、爲名跡卯之助七千石被下之候。且又宮内儀は只今迄の内分二千俵を、地方にて

二千石被下候旨。

水野隼人正儀致亂心、毛利主水へ手疵負せ候に付、秋元伊賀守へ被召預候得共、主水手疵も致平癒、其上松平長門守内相違候品も有之、旁御預御免被成候。卯之助方へ引取、急度押込置可申候。水野卯之助、同宮内共屋鋪の儀、先づ巢鴨の屋鋪に可罷有候。追て御沙汰可有之候。右書付の通御老中御渡。

秋元伊賀守

水野隼人正儀致亂心、毛利主水へ手疵負せ候に付、其内へ被召預候得共、主水手疵も致平癒、其上松平長門守内相違候品も有之故、御預御免被成、同名卯之助方へ引取、急度押込置可申旨被仰出候。右の段水野卯之助へも相違候。

國初以來御定制、於殿中打物を以て傷人者は、縦雖亂心其者の名跡斷絶し、相手に仕候者は尤別儀に不被及答のよし。然に此度毛利の本家より願の趣有之、且又御外威の筋目有之に付、旁名跡被命と云。

一、參州赤羽村へ異國船漂着の注進

寛永五年戊子の夏、三宅備前守領地參州田原領赤羽根村の浦へ漂船有之、東都へ注進の趣如左。

六月廿三日午刻私領内赤羽根村の磯へ、小船一艘流寄候。赤羽根村より早速注進仕候に付、則見分の者差遣遂吟味候所、船中に人は乗不申候。

一、船長さ一丈二尺、横は胴にて四尺、舳にて一尺八寸、艦にて二尺八寸。

一、缸の外白塗、かきより上赤塗と相見え候。

一、かきの外はめ板、大さ三寸程の釘貫之紋板にて彫、左右に十一充釘に打付有之候。

一、船の腹とかきの間に玉縁二筋、黒塗有之候。此二筋の間に、三角に小き穴兩方に各七有之候。

一、船の内船底より高さ二尺五寸有之、内船腹一尺五寸、船底を丸に仕切、船腹より上一尺、かきの内板にて張、兩方に六つ宛仕切、箱の如くに仕付蓋有之と相見え候。

一、舵も附候と相見え、舵のすれ跡有之候。

一、櫓も無之。早緒と相見え、樗欄の毛の様なる物にて長さ二尺七八寸の繩有之候。

一、帆も立候と相見え候。受筒も有之、帆柱は無之候。一、船中に桃實ほどの大さなる冑二つ、鐵の類と相見え候得共、潮かゝり候故か金色とくと難見分候。冑の形はとつばいなど、可申様に相見え候。金箔にて雲形龍の模様有之。其上に扇子の要ほど成る銀ひたと打有之候。

一、箸など成る細き竹一尺許に有之、其先へ唐金にて龍或は雲形其外透し有之。金物柄四本。

一、身三寸ほどの長刀一振、柄は椶にて一尺餘なども可有之やと相見え、一躰さび候て有之候。

一、一寸餘の斧一挺、柄は椶にて長さ三寸ほど有之候。

一、錠鎖三通り形小さく手際能く相見え候。

一、縋子紗綾の切十九、幅三寸長さ一尺三寸有之。何れも鹿相なる物とは相見え不申候。

一、唐金一寸二三分四方の香合の様なる物の内に、朱を練入候様に相見え申物有之候。

一、竹かはご一つ、長さ六寸ほど横三寸四五分高さ五寸ほど。外はいがきなどの様に組候て、内は網代組。右のかはこの蓋、あこかすの蓋、かはこの縁、葎など、相見え候。